

平成 30 年度第 1 回  
芦屋市地域福祉推進協議会  
事前資料

日時：平成 30 年 11 月 19 日（月）

午後 2 時～4 時

場所：芦屋市役所東館 3 階大会議室



## ○芦屋市地域福祉推進協議会設置要綱

平成 22 年 3 月 19 日

改正 平成 22 年 7 月 20 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

## (設置)

第1条 だれもがその人らしく住み慣れた地域で、安心した生活を安定的・継続的に営めるように保健、医療及び福祉の課題の把握、支援等について検討し、地域福祉を推進していくため、芦屋市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保健、医療及び福祉の総合調整に関すること。
- (2) 地域発信型ネットワークシステムの充実に関すること。
- (3) 市の福祉施策に関する提案を検討すること。
- (4) 地域の福祉課題及び地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (5) 地域公益事業に関すること。
- (6) 関係機関との連携に関すること。
- (7) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

（平22. 7. 20・平26. 4. 1・平30. 4. 1・一部改正）

## (組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者又は団体等から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 協議会は、特別の事項を調査検討するために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

（平22. 7. 20・平28. 4. 1・平30. 4. 1・一部改正）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査検討が終了したときまでとする。

(平22.7.20・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(専門部会)

第6条の2 協議会は、地域福祉の推進に係る具体的な事項を協議するために、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

3 専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、専門部会を主宰する。

6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたと

ときは、その職務を代理する。

8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。

9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(平30.4.1・追加)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域福祉を所管する課及び芦屋市社会福祉協議会が共同して処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

2 協議会の委員の最初の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(平22.7.20・平26.4.1・平28.4.1・平30.4.1・一部改正)

学識経験者

社会福祉に関する活動を行う団体

芦屋市医師会

芦屋市歯科医師会

芦屋市薬剤師会

芦屋健康福祉事務所

芦屋市社会福祉協議会

芦屋市民生児童委員協議会

芦屋市自治会連合会

芦屋市商工会

芦屋市地域包括支援センター運営協議会

芦屋市地域密着型サービス運営委員会

芦屋市自立支援協議会

芦屋市要保護児童対策地域協議会

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

芦屋警察署

市職員

## 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

**1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定**

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

**2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定**

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)
 

(\* ) 例えば、地区社協、市×町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

**3. 地域福祉計画の充実**

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布、2018年(平成30年)4月1日施行。

厚生労働省ホームページ「改正社会福祉法の概要」

## 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

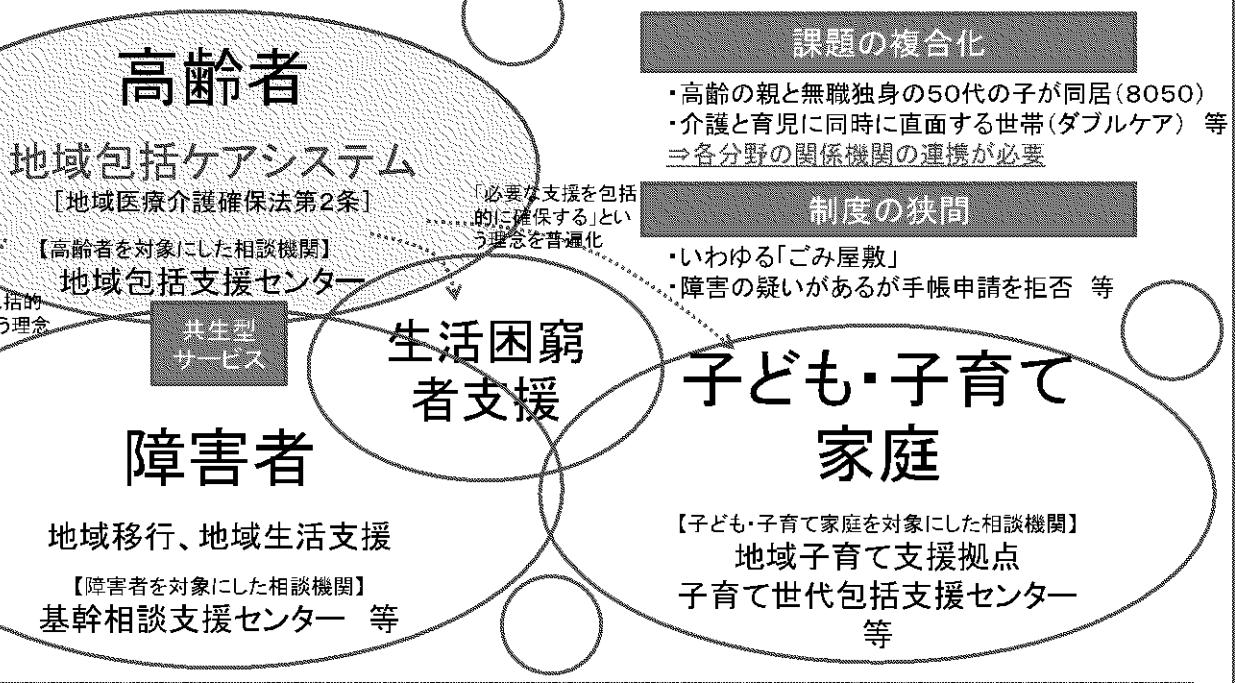
## ○既存の制度による解決が困難な課題

## 課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等  
⇒各分野の関係機関の連携が必要

## 制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等



## 土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり







## ＜参考＞改正社会福祉法＜平成30年4月1日施行＞

※ 下線部は今回の改正・新設部分

### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」といふ。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」といふ。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」といふ。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

#### 第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

6

※ 下線部は今回の改正・新設部分

### (地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

### (包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めるができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

7

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるとときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」といふ。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるとときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 芦屋市地域ケアシステム検討委員会取扱要領

### (目的)

第1条 芦屋市地域ケアシステム検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、だれもがその人らしく住み慣れた地域で、安心した生活を安定的・継続的に営めるように芦屋市内の地域福祉関係者が連携し、地域福祉を推進していくために、小地域福祉ブロック会議（各小学校区）、中学校区福祉ネットワーク会議（各中学校区）等のネットワークづくりを目的として開催されている会議（以下「会議体」という。）の進捗管理、並びに会議体等を通じて抽出された地域の課題の整理、活動・業務への反映、及び施策化の検討をすることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域発信型ネットワーク全体の会議体の進捗管理と評価
- (2) 地域発信型ネットワーク各会議体のコーディネート
- (3) 委員の所属する機関、団体での活動、業務への反映、施策化の検討
- (4) その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者又は団体から選出された者とする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、おおむね月1回を目途とするが、特に委員長が必要と認める場合、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員が欠席するときは代理の者を出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 委員会は、必要と認めるときはプロジェクトチームを組織することができる。

2 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員会の委員をプロジェクトチームの構成員として指名し、当該指名された委員は、その実務に従事する。

(庶務)

第8条

検討委員会の庶務は、芦屋市社会福祉協議会が処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行等)

1 この要領は、平成22年5月20日から施行する。

2 検討委員会の委員の最初の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この要領は、平成22年7月20日から施行する。

4 この要領は、平成23年5月27日から施行する。

- 5 この要領は、平成24年4月25日から施行する。
- 6 この要領は、平成25年5月27日から施行する。
- 7 この要領は、平成26年6月27日から施行する。
- 8 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民
高齢者生活支援センター
基幹相談支援センター
権利擁護支援センター
地域支え合い推進員
健康福祉事務所
教育委員会
地域福祉課
生活援護課
障害福祉課
高齢介護課
子育て推進課
健康課
社会福祉協議会

平成30年度 地域ケアシステム検討委員会構成員表

	所 属	役 職	氏 名
1	市民	山手中学校区（東）	倉内 弘子
2		山手中学校区（西）	山田 真樹
3		精道中学校区	東郷 明子
4		潮見中学校区	大永 順一
5	行政（市）	地域福祉課	係長 山川 尚佳
6		生活援護課	係長 西川 隆士
7		障害福祉課	係長 長谷 啓弘
8		高齢介護課	係長 井村 元泰
9		子育て推進課	係長 下條 純
10		健康課	係長 山田 映井子
11		教育委員会学校教育課	主幹 濱田 理
12	県	兵庫県芦屋健康保健事務所	地域保健専門員 川部 博子
13	高齢者	精道高齢者生活支援センター（基幹）	基幹の業務担当 小阪 明
14	障がい者	障がい者基幹相談支援センター	センター長 三芳 学
15	権利	権利擁護支援センター	センター長 脇 朋美
16	生活困窮	生活困窮担当（社会福祉協議会）	主査 三谷 百香
17	地域	あしや聖徳園	地域支え合い推進員 船寺 恵子
	事務局	社会福祉協議会	主査 山岸 吉広
			主任 宮平 太
			主事 加登 千絵子

## 地域発信型ネットワークにおける芦屋市附属機関等の位置づけと意義について

所管課	会議名	設置目的	所掌事務	平成30年度開催状況と議題	地域発信型ネットワークに位置づけられる意義 (目標とする成果)
高齢介護課	地域包括支援センター運営協議会	芦屋市地域包括支援センターの適切な運営・公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため。	(1)センターの設置等に関すること (2)センターの運営及び評価に関すること (3)地域包括ケアに関すること (4)その他設置目的達成のために必要な事項に関すること	第1回平成30年9月20日(木) (1)実績報告及び活動状況報告について (2)地域包括支援センター自己評価総括について (3)決算及び予算について (4)活動計画について (5)地域包括支援センター評価指標について (6)芦屋市地域包括支援センター運営協議会における協議内容等について (7)その他	地域包括支援センターは、総合相談支援業務や包括的・継続的マネジメント支援業務を担っており、相談から対応の一連の支援を行っており、地域で暮らす困りごとを抱える人達を軽度のうちにから地域で見守り、重症化を予防していく。 国が進めている「地域包括ケア」の構成要素である「地域ケア会議」を地域発信型ネットワークに位置付け、平成26年度より運用を開始した。今後、高齢者を支援していくために、高齢者生活支援センターが要となり、地域住民、介護事業者や医療関係者の連携を更に密にしていくことが必要である。
監査指導課	地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するに当たり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため。	(1)市が次に掲げることを行う場合に市長に対して意見を述べる。 ア地域密着型サービスを提供する事業者の指定 イ地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定 (2)地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他の市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。	第1回平成30年9月20日(木) (1)地域密着型サービスの新規開設事業所について	当該委員会は、地域密着型サービス提供を行う事業所の選定、施設開設後のサービス提供状況を評価等を行う。 地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系で、市町村が事業者の指定や監督を行う。施設などの比較的事業規模が小さく、利用者のニーズにきめ細かく応えることができ、事業所が所在する市町村に居住するかたが利用対象者。 地域密着型サービスの整備は、地域交流スペースの設置や地域のかたも参加する運営推進会議が義務付けられ、施設そのものと合わせて社会資源としての活用が期待でき、高齢者を中心に、介護を担う家族や、地域住民や介護保険事業者等、様々な人達の連携ができることにより、地域発信型ネットワークの充実に結びついていくと考える。
障害福祉社課	自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため。	(1)障がい者が自立した地域生活を支援するための方策に関すること (2)処遇困難な障がい者への対応に関すること (3)関係機関によるネットワークの構築に関すること (4)その他障がい福祉に関するシステムづくりに關し市長が必要と認めること	●自立支援協議会 第1回平成30年8月8日(水) (1)平成29年度相談支援事業実績報告及び平成30年度実施計画について (2)平成30年度基幹相談支援センター実施計画について (3)実務者会及び専門部会活動報告について (4)第4期障害福祉計画の実績報告について 他 ●自立支援協議会・専門部会 第1回平成30年8月22日(水) (1)ポータルサイトのコンテンツ案について 他 第2回平成30年9月26日(水) (1)コンテンツ案の具体的検討 第3回平成30年10月24日(水) (1)コンテンツ案の精査 (2)専門家による助言・意見等	自立支援協議会は障がい者相談支援を中心として地域課題を抽出し、解決することを目的としている。障がいのある人を支援する職員等で構成する「実務者会」と、地域課題の関係者で構成する「専門部会」を設置しており、「実務者会」で抽出された地域課題について、「専門部会」で解決の方法を検討し、本体である「自立支援協議会」において専門的な見地から助言や、評価を行っている。平成26年度には障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化、地域課題の解決に向けた取り組みを行っていることから、事業実施内容の評価、助言を本会議で実施することによって、更なる、障がいについての理解が広がり、障がいのある人が地域で自分らしく暮らすための支援者のネットワーク形成が期待できる。

## 地域発信型ネットワークにおける芦屋市附属機関等の位置づけと意義について

所管課	会議名	設置目的	所掌事務	平成30年度開催状況と議題	地域発信型ネットワークに位置づけられる意義 (目標とする成果)
子育て推進課	要保護児童対策地域協議会	要保護児童若しくは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童に関する問題について、関係機関等が適切な連携の下で組織的に対応することにより、要保護児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため。	要保護児童の適切な保護又は支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童若しくは要支援児童及び保護者又は特定妊婦に対する支援の内容に関する協議を行う。	<p>・代表者会議 第1回 平成30年5月30日(水) 1.協議会の概要及び構成等について 2.前年度活動報告 3.年間活動報告について 4.研修会「芦屋市要保護児童対策地域協議会の体制強化に向けて」 講師:兵庫県西宮こども家庭センター 所長 頼田 二朗 氏</p> <p>第2回 平成30年11月29日(木) 1.研修会・児童虐待防止推進子育て支援者研修会 「トラウマって何だろう?」～トラウマの理解と支援～ 講 師:兵庫県こころのケアセンター 亀岡 智美 氏</p> <p>・①実務者会議、②主要機関実務者会議 ①平成30年9月19日(水) 活動報告一覧による報告、ケース管理台帳による事例状況確認 ②平成30年7月9日(月) ケース管理台帳による事例状況確認 ②平成30年10月2日(火) ケース管理台帳による事例状況確認</p>	要保護児童対策地域協議会の設置目的である、様々な事情により保護を要する児童とその家庭への理解と適切な支援をネットワークにより行っていくためには、地域や関係機関の連携が必要不可欠であり、これまで定期的に協議会を開催して、情報の共有に努め、連携の緊密を図ってきた。この地域ケアネットワークの設置により更なる連携の拡大・充実した途切れのない支援が期待できる。
地域福祉課	権利擁護支援システム推進委員会	高齢者及び障がい者等の虐待及びその他の権利侵害の防止策、高齢者・障がい者等の権利を守るために支援策、芦屋市権利擁護支援センターの機能等を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うため。	(1)権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること (2)権利擁護システムに関すること (3)芦屋市権利擁護支援センターの役割・機能に関すること (4)権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること (5)権利擁護の推進を図るためにネットワーク構築にかかる支援に関すること	<p>第1回 平成30年7月2日(月) (1) 平成30年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告 (2) その他</p>	高齢者や障がい者の権利侵害に対する対応や、権利行使に社会的支援が必要な人達の支援を権利擁護支援センターをはじめ、様々な専門機関が支援を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本委員会で、権利擁護支援の仕組みやネットワークについて検討する。また、第三者後見人を含めた地域の権利擁護支援の担い手を増やし、権利擁護支援が必要な人達の生活を支えられるよう、地域発信型ネットワークの構築を促進できることが目標とする成果である。
地域福祉課	生活困窮者自立支援推進協議会	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため。	(1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関する事。 (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関する事。 (3) 生活困窮者支援の推進を図るためにネットワークの構築に関する事。 (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関する事。	<p>第1回 平成30年7月20日(金) (1) 自立相談支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度の取組について (2) 就労準備支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度の取組について (3) 地域まなびの場支援事業について (4) その他</p>	生活困窮者自立支援制度では、対象となる方の経済的な困窮への支援のみならず、社会的孤立を予防するための地域づくりやネットワークづくりも取り組まれている。 協議会では、制度に基づく支援や取組における課題の整理やネットワークづくり等を行っており、地域発信型ネットワークのしくみを活用することで、地域住民や関係機関等との効果的な連携を実現し、生活困窮者自立支援における課題解決と同時に、地域発信型ネットワークの取組の促進につながると考えらえる。

### 平成 30 年度 「芦屋市地域発信型ネットワーク」の取組の方向性

平成 29 年度作成した「地域白書」を活用しながら、「課題抽出・課題解決」のボトムアップ型の会議から「住民の主体的な活動を推進する・見守る」を目的とした会議への転換を図るために、以下の方向性で発信型ネットワークを展開していきます。

#### 小地域福祉ブロック会議

- 1 小地域福祉ブロック会議は、小学校区単位での活動等の推進する場として必要に応じて開催する。
- 2 開催にあたっては、より小さな単位（町単位、地域活動単位など）の動きに注目する。
- 3 開催にあたっての留意点
  - ◎ 既存の地域活動の活動者とつながる。
  - ◎ 協議するテーマは、住民の主体的な地域活動の中から取り上げる。
  - ◎ 協議するテーマは、社協、支え合い推進員、地域福祉課で話し合い、地域福祉に関する内容に絞る。
  - ◎ 協議するテーマは活動支援の視点で取り組む。
  - ◎ 地域の目指す将来像を話し合える場にする。
  - ◎ 会議参加者は、協議するテーマに応じて、活動者・関係者に呼びかける。
  - ◎ 既存の活動が地域で広がるよう活動者をサポートする。

※地域活動とは・・・自治会活動、老人会活動、子ども会活動、地区福祉委員会活動、  
コミスク活動、サロン活動など

※活動者とは・・・自治会、老人会、子ども会の役員等、民生委員・児童委員、  
福祉推進委員、コミスク役員等、サロン活動のリーダーなど

#### 中学校区福祉ネットワーク会議

- 1 課題・テーマに応じて、講演会や研修会を実施します。
- 2 専門職が個別支援を通じて把握している地域課題を捉えられる場とします。

#### 事務局機能の強化

- 1 社会福祉協議会・地域支え合い推進員・行政の三者の連携を強化します。
- 2 個別課題を把握する高齢者生活支援センター等関係機関との連携を強化します。



## 第1回芦屋市地域ケアシステム検討委員会（報告）

グループワークテーマ：

『住民主体となる活動を具体的に実現するために 小地域福祉ブロック会議をどう盛り上げるか』

	意 見
テーマ設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に偏るため、子育て世代も話のしやすい、全世代が共有できるテーマにする。</li> <li>・子育て世代の出席者が少ないので、事前に子ども会等にテーマについて話し合ってもらい意見を持って来る。</li> <li>・抽象的だと話が進まないため具体的なテーマにすることで、意見を出しやすいし、実行に移しやすい。</li> <li>・事前にテーマを協議し、年度の1回目には今年のテーマを示す。3回開催して何とか形になる。</li> </ul>
参 加 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの団体から複数参加するなど若い世代が参加できるような工夫。</li> <li>・従来の参加者だけで企画をするのは負担。地域リーダーを増やすために、自主グループのリーダーに参加してもらう。企画力のUPにもつながる。</li> <li>・テーマに合わせる</li> </ul>
運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代の意見を多く得るために事前にテーマ等について話し合ってもらう。</li> <li>・出席していない住民に关心を持つてもらうよう出席した住民が会議の内容を報告する。</li> <li>・地域白書を他町の先進的な取組を参考にできるよう、他地域や市民が閲覧できるようにする。→中学校区での話し合いにもつながる。</li> <li>・P D C Aサイクルで自分たちの立ち位置を確認し、長期目標にステップを踏んでいくような進め方が必要。</li> <li>・そのために、課題解決のフィードバックと、方向性の確認を毎回行う。</li> <li>・それが、参加者の達成感につながる。</li> <li>・他地域で課題解決できたところを紹介し、参考にする。</li> <li>・潮見中学校区は自治会や管理組合は代表が年度交代のため、継続した課題提起が難しい。継続するなら年度間の引き継ぎをしっかりと。</li> <li>・事前のテーマの協議をどこで誰とするか。</li> <li>・自治会・管理組合レベルでの福祉課題の分析が必要。</li> <li>→専門機関、地区福祉委員会の協力が必要。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組みの負担感が先だって意見を出しにくい。</li> <li>・専門機関による地域のアセスメントをして欲しい。</li> <li>・取組後の継続した協働をどうするか。</li> <li>・専門機関が意見を言ってくれないので、地域課題が見えない。※</li> </ul>

※専門機関に対し、会議内容の説明や出席する場合の役割について共通認識を取ることが必要。  
専門機関に発言を促すための会議運営上の工夫が必要。

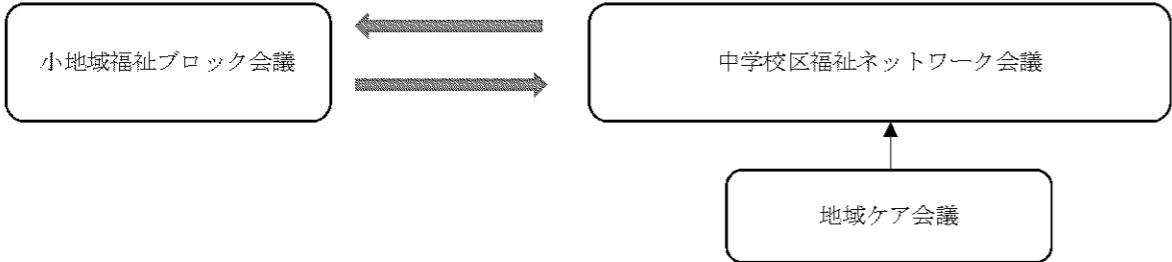
## 第2回地域ケアシステム検討委員会（報告）

## 【変更案】

## ○中学校区福祉ネットワーク【現状の課題】

- ・会議内容の差別化
- ・エリア意識
- ・住民と専門職の協働
- ・課題共有

- 各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校区代表者で構成
- 「福祉ネットワーク会議」では生活圏域における課題の共有、検討、集約を実施
- 高齢者生活支援センターが主催する「地域ケア会議」、障害福祉課が主催する「自立支援協議会実務者会」、こども課が主催する「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」と連動



## 【平成30年度第2回地域ケアシステム検討委員会（2018.10.15）】

中学校区福祉ネットワーク会議をより良くするため、専門職間連携会議を想定し、専門職のみの会議体へ変更することを提案した。

その理由は、当初想定していた中学校区福祉ネットワーク会議は、住民と専門職の接点としての協働での課題解決の場を想定していた。しかし、現状は小地域福祉ブロック会議に専門職が構成員として出席するようになり、住民との接点が小学校区で持てるようになってきた。

そうした背景を考慮し、中学校区では専門職のみによる『専門職間連携会議』とすることで、多職種連携による相談支援体制を構築し、小学校区での解決困難な福祉課題へアプローチできるのではないかと考えた。

また、『専門職間連携会議』に移行することで、発信型ネットワークのしくみがより良くなると考えられる。（以下それぞれに対してメリットが考えられる。）

〔住民〕（小）小地域福祉ブロック会議のみにすることで「住民主体」を推進できる。

（中）社協の地区委員会から地域課題をとりまとめ発信をしていく。

〔行政〕（小）住民との対話が充実する。

（中）行政計画への反映に重点を置く。

〔専門職〕（小）住民とのネットワークができ、協働の取組ができる。

（中）専門職の困難ケースの抱え込み防止。個別課題を地域課題へ整理できる。

